

新見市立神代小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・すべての児童が高い人権意識を持っているとはいえず、些細なことからいじめが発生する可能性は十分にある。そこで、本校では、重大な事態になる前に、微妙ないじめも積極的に認知し、全職員で共通理解を図り解消に向け適切に取り組んできた。例えば、冷やかしやからかい、悪口などいじめの芽となるような言動やが日常生活の中で少なからず見られる。よって、現在最も重点を置くべきは、未然防止への取り組みである。未然防止の取組をより強く推進するためには、現在行っている様々な取り組みを正しく位置づけ、学校をあげた横断的・縦断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。ネットいじめについては、ネット社会が進行する中で本校の児童も問題に巻き込まれる可能性は高くなり、正しい知識の指導が必要と考える。さらに、本年度は、新型コロナウイルスに伴ういじめの発生も考えられるので、その対応も事前に考えてお

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的・縦断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導担当・人権担当だけでなく、関係学級等の教職員も参画し、実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために年間3回のアンケートを実施し、教育相談とリンクさせたり、道徳や学活ともリンクさせたりする。また、得られた情報を教職員間で共有を図る。

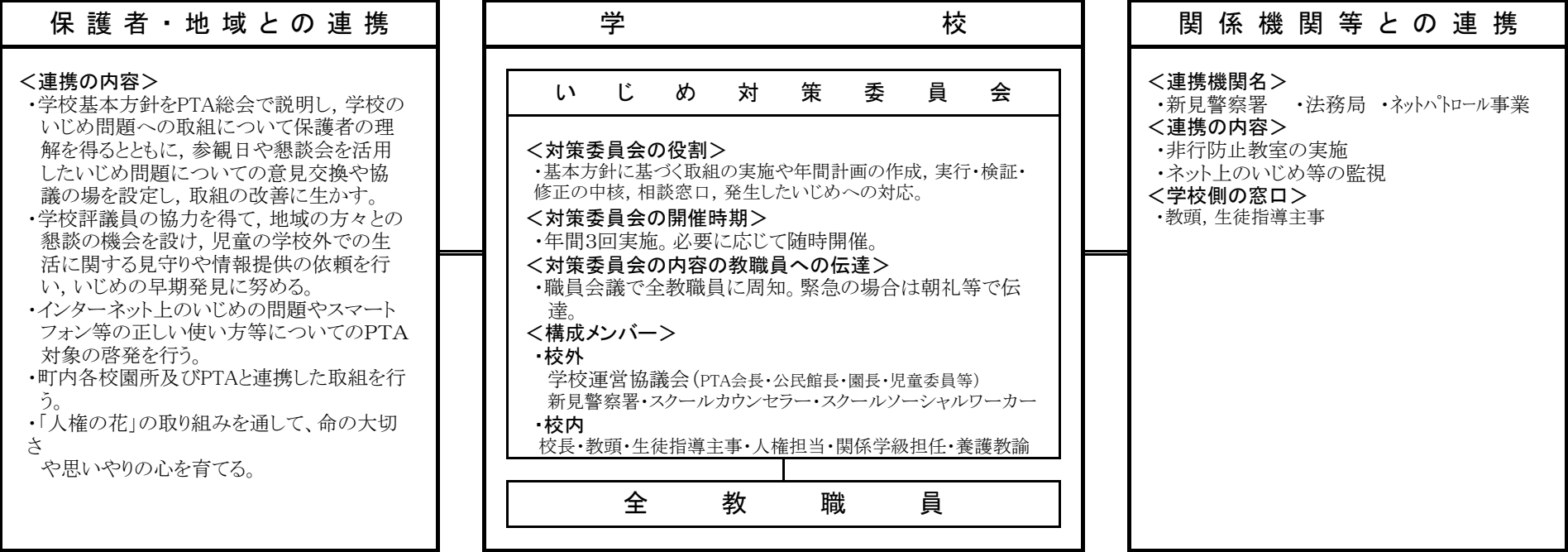
・神郷地区の全ての保幼小中学校及びPTAが連携し、地区をあげて取り組むように各校園所に働きかける。

＜重点となる取組＞

・児童朝礼等で、児童の善行を紹介する。

・いじめについて考える週間や人権週間において児童主体で、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、高学年において行う。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	○居場所づくり ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・児童朝礼等で、児童の善行を紹介する。 ○教員の連携と情報交換 ・職員会議や終礼に必ず児童理解の時間を設け、職員全員で児童の実態を共有する。また、問題の解決ばかりでなく、積極的指導とプラス評価を行う。 ・全職員が全児童の担任であるとの意識をもち、日常生活における児童観察を行い、情報を共有していく。 ・いじめにつながる可能性のある事案については、すぐに該当保護者に連絡し、早期対応を心がける。 ○児童主体のいじめ防止 ・いじめについて考える週間や人権週間において児童主体の、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ○ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、高学年において行う。 ・教職員の指導力向上のため、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ・保護者に対しても研修会等を行い、啓発を図る。 ・スマホゲームについての家庭でのルール作りについて保護者・家庭と連携して取り組む。
② 早期発見	○定期的なアンケート調査等の実施による実態把握 ・児童生徒の実態把握のため、年3回のアンケート調査を行い、これを基に個別の教育相談を年3回行う。また、相談内容を保護者面談で活用する。 ○相談体制の確立 ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○情報共有 ・児童の気になる変化や行為があった場合、時系列に沿った記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ○家庭への啓発 ・積極的ないじめの認知につながるよう、参観日の懇談会や全体会を利用して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	○教職員の組織的な対応と関係機関との連携 いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 ○いじめの有無の確認 ・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめられた児童への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた児童への指導 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。